

議案第2号

公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則（規則第2号）の一部改正について

1 改正趣旨

2021年3月20日に日本社会福祉士会の臨時総会が開催され、「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム」の提案により、30歳以下の若年会員を対象に年会費を入会年度に限り無料とすること（3年間試行）が承認され、本会においても規則の一部改正を行った。

今回、2024年度都道府県社会福祉士会会長会議において、「30歳以下の入会状況」および正会員を対象とした「30歳以下の新規入会者に対する減免措置に関するアンケート集計結果」を踏まえて検証を行った結果、財政的な問題がない限り、入会促進キャンペーン（30歳以下減免）を2025年度から更に3年間（2027年度）まで継続し、2027年度中に再度評価を行い、継続の要否を判断する方針となった。

このことに伴い、本会会費に関する規則（規則第2号）の制定附則を一部改正する。

2 改正内容

本会会費に関する規則（規則第2号）の制定附則を一部改正する。

2 本規則第3条第1項で定める年会費は、2022年4月1日から2028年3月31日までに入会した正会員のうち、入会した年度内の年齢が満30歳を超えない者について、入会初年度の会費を免除する。ただし、2022年4月1日以降に入会した正会員につき、一度のみの適用とする。

3 その他

規則の改正は、総会の承認を得なければならない。

以上

公益社団法人北海道社会福祉士会委員会の会費に関する規則の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則 規則第2号 2013年4月1日制定 2014年3月22日一部改正 2022年3月12日一部改正 <u>2025年3月22日一部改正</u></p> <p>第1条～第6条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 本規則は、本会設立の日から施行する。</p> <p>2 本規則第3条第1項で定める年会費は、2022年4月1日から<u>2028年3月31日</u>までに入会した正会員のうち、入会した年度内の年齢が満30歳を超えない者について、入会初年度の会費を免除する。ただし、2022年4月1日以降に入会した正会員につき、一度のみの適用とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この改正規則は、2014年3月22日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項及び同条第4項の規定については、本会設立の日（2013年4月1日）から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正規則は、2022年3月12日から施行し、2022年4月1日から適用する。</p>	<p>公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則 規則第2号 2013年4月1日制定 2014年3月22日一部改正 2022年3月12日一部改正</p> <p>第1条～第6条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 本規則は、本会設立の日から施行する。</p> <p>2 本規則第3条第1項で定める年会費は、2022年4月1日から<u>2025年3月31日</u>までに入会した正会員のうち、入会した年度内の年齢が満30歳を超えない者について、入会初年度の会費を免除する。ただし、2022年4月1日以降に入会した正会員につき、一度のみの適用とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この改正規則は、2014年3月22日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項及び同条第4項の規定については、本会設立の日（2013年4月1日）から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正規則は、2022年3月12日から施行し、2022年4月1日から適用する。</p>

附 則

この改正規則は、2025年3月22日から施行し、2025年4月1日から適用する。

公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則

規則第2号

2013年4月1日制定

2014年3月22日一部改正

2022年3月12日一部改正

2025年3月22日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の正会員及び賛助会員の入会金は、これを必要としないものとする。

(会費)

第3条 本会の正会員の会費は、年15,000円とする。

2 途中入会者であっても、前項の会費とする。

3 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

4 第1項の規定の会費の徴収は、日本社会福祉士会に委託できるものとする。

(賛助会費)

第4条 本会の定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間1口10,000円、個人の場合は年間1口5,000円、学生である個人の場合は年間1口1,000円とし、各々1口以上の賛助会費を必要とするものとする。

2 学生である個人とは次のとおりとする。

(1)日本社会福祉士養成校協会加盟校の学生

(2)社会福祉学を専攻する大学院生

(3)社会福祉士取得を目指す学部学生、及び専門学校生

3 一旦納入された贊助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関する必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第6条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならぬ。

附 則

1 本規則は、本会設立の日から施行する。

2 本規則第3条第1項で定める年会費は、2022年4月1日から2028年3月31日までに入会した正会員のうち、入会した年度内の年齢が満30歳を超えない者について、入会初年度の会費を免除する。ただし、2022年4月1日以降に入会した正会員につき、一度のみの適用とする。

3 本規則第3条第1項で定める年会費は、2025年4月1日から2028年3月31日までに入会した正会員のうち、入会した年度内の年齢が満30歳を超えない者について、入会初年度の会費を免除する。ただし、2025年4月1日以降に入会した正会員につき、一度のみの適用とする。

附 則

1 この改正規則は、2014年3月22日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項及び同条第4項の規定については、本会設立の日（2013年4月1日）から適用する。

附 則

この改正規則は、2022年3月12日から施行し、2022年4月1日か

ら適用する。

附 則

この改正規則は、2025年3月22日から施行し、2025年4月1日から適用する。